別表第1 (第3条第1項関係)

補助対象項目		補助対象経費
設置経費	新規整備費	給気設備(ガラリ)、排気設備(換気扇)、ダクト工事、出入口扉 設置、分煙機・脱臭機等空気清浄機類、空調設備、灰皿・椅子等 の備品購入費用など
	改修整備費	上記の新規整備費の補助対象経費に含まれる設備等の改修工事費、 備品購入費用など
維持管理経費		空気清浄機等機器保守委託費、清掃・ごみ処理委託、電気代、 火災保険料など

別表第2 (第4条第2項関係)

補助対象項目	添付書類
設置経費	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 工事見積書 (4) 施設及び設備の仕様及び外形図 (5) 施設及び設備の設置(予定)場所を示す位置図 (6) 施設及び設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸貸契約書等の写し(契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第5条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。) (7) その他市長が必要と認めるもの
維持管理経費	(1)事業計画書(2)収支決算書(3)その他市長が必要と認めるもの

別表第3 (第13条第2項関係)

補助対象項目	添付書類
設置経費	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し(経費の内訳が分かる書類を含む) (4) 補助事業の領収書等の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) 喫煙施設及び設備が完成したことを確認できる書類の写し (7) 喫煙施設を設置した場所を示す位置図 (8) 建物内外主要部分の写真 (9) 工事完了後の喫煙所の面積が分かる書類 (10) その他市長が必要と認めるもの
維持管理経費	(1) 事業実績報告書 (2) 収支決算書 (3) 補助事業の契約関係書類の写し(経費の内訳が分かる書類を含む) (4) 補助事業の領収書等の写し (5) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書 (6) その他市長が必要と認めるもの

[別表第4 別紙3]

経過期間(※)		金額
(1)	4年以上5年未満	設置経費に係る補助額の1/5に相当する金額
(2)	3年以上4年未満	設置経費に係る補助額の2/5に相当する金額
(3)	2年以上3年未満	設置経費に係る補助額の3/5に相当する金額
(4)	1年以上2年未満	設置経費に係る補助額の4/5に相当する金額
(5)	1年未満	設置経費に係る補助額全額

[※] 経過期間とは、設置経費に係る補助金の額の確定の通知の日から当該指定喫煙所の指定の取消 し又は変更事由の発生日までの期間とする